

屋 外 広 告 物 許 可 申 請 書

町田市屋外広告物条例第 条第 項の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

町田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

記

1 表示又は設置の場所							
2 表示内容							
3 表示又は設置の態様		位置	土地 建築物(屋上・壁面・突出) その他		照明	ネオン管(露出あり・露出なし) 赤色光 点滅 その他	
4 屋外広告物等の規模		縦 (m) A	横 (m) B	面数 C	合計面積 (㎡) A×B×C	数 量	
						基 本 個	枚 張 台
5 表示期間		年 月 日から 年 月 日まで					
6 屋外 広告物 管理者	(1) 住 所						
	(2) 氏 名						
	(3) 電 話						
	(4) 資 格						
7 屋外広告物等の詳細		別紙のとおり					
※ 受 付 欄	地区街づくり課	納付確認	手数料				
			種別				
			数量	広告塔、広告板等又はプロジェクションマッピング		(5 ㎡までごと)	
				上記以外の屋外広告物等		基 枚 本 張 個 台	
			単価	円			
			金額	円			

備考

- 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。
- 2 6の屋外広告物管理者の欄に記入した場合は、町田市屋外広告物条例施行規則第22条第1項で定める屋外広告物等を表示し、又は設置する場合に必要な屋外広告物管理者設置届の提出が不要となります。その場合には、(4)の資格の欄に同条第2項各号に掲げる屋外広告物管理者の資格のいずれに該当するかを記入するとともに、その資格を証する書面を添付してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(表面)

1 屋外広告物等の種類		広告塔 広告板等 小型広告板 立看板等 はり紙 はり札等 広告旗 広告幕 電柱等利用広告物 標識利用広告物 宣伝車利用広告 車体利用広告（電車又はバスに取り付けた長方形の枠を利用するもの・それ以外のもの） アドバルーン アーチ 装飾街路灯 店頭装飾 プロジェクションマッピング			
2 表示し、又は設置する地域		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 特別緑地保全地区 風致地区 第一種文教地区 第二種文教地区 用途未指定地域 市内全域			
3 禁止区域に該当する場合		条例第7条第 号	4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線からの距離	m	
5 道路、鉄道及び軌道の沿道等	(1) 道 路	道路・高速道路の からの距離			m
	(2) 鉄 道	鉄道（鉄道名 ）の からの距離			m
	(3) 軌 道	軌道（軌道名 ）の からの距離			m
6 表示又は設置の限度	(1) 建築物の屋上を利用する広告塔、広告板等又はプロジェクションマッピング	A 建築物の高さ m B 建築物の軒の高さ m C 屋外広告物等の高さの限度（ $B \times 2 / 3$ ） m D 表示又は設置の限度（ $B + C$ ） m			
	(2) (1) 以外の屋外広告物等	地盤面から屋外広告物等の上端までの高さの限度			m
7 一壁面における総表示面積の限度	(1) 壁面の面積	m ²	8 一建築物における総表示面積の限度	(1) 建築物の壁面の面積	m ²
	(2) 総表示面積の限度（(1) $\times 3 / 10$ ）	m ²		(2) 総表示面積の限度（(1) $\times 6 / 10$ ）	m ²
	(3) 屋外広告物の既表示面積	m ²		(3) 屋外広告物の既表示面積	m ²
	(4) 今回表示面積	m ²		(4) 今回表示面積	m ²
9 景観事前協議の完了		年 月 日 第 号			
10 工作物の確認		年 月 日 第 号			
11 道路占用の許可		年 月 日 第 号			
12 屋外広告物等の現在の許可番号及び許可期間		年 月 日 第 号 （ 年 月 日から 年 月 日まで）			
13 設計者	(1) 住 所				
	(2) 氏 名				
	(3) 資 格	（ ）級建築士・（ ）登録 第 号			
	(4) 建築士事務所	（ ）級建築士事務所・（ ）登録 第 号			
14 施工者	(1) 住 所				
	(2) 氏 名				
	(3) 屋外広告業登録番号	年 月 日 第 号			
	(4) 建設業	（ ）許 可 第 号			
	(5) 電気工事業	（ ）登 録 第 号			

(裏面)

1 5 第一種 低層住居専 用地域及び 第二種低層 住居専用地 域	(1) 基準を超える 彩度の色の使 用割合の限度	屋外広告物の表示面積 (A)	m ²
		基準を超える彩度の色の使用 割合の限度 ($A \times 1 / 2$)	m ²
		基準を超える彩度の色の使用 面積	m ²
	(2) 使用する色の 数	色	
	(3) 余白の割合	屋外広告物の表示面積 (A)	m ²
		余白の面積の最低限度 ($A \times 3 / 10$)	m ²
		余白の面積	m ²
1 6 用途未 指定地域	基準を超える彩度 の色の使用割合の 限度	屋外広告物の表示面積 (A)	m ²
		基準を超える彩度の色の使用 割合の限度 ($A \times 1 / 2$)	m ²
		基準を超える彩度の色の使用 面積	m ²
1 7 条例第 7 条第 3 号 及び第 4 号 に掲げる区 域	(1) 文化財等から 展望できない 広告物等	該当する 展望できない理由 () 該当しない	
	(2) 基準を超える 彩度の色の使 用割合の限度	屋外広告物の表示面積 (A)	m ²
		基準を超える彩度の色の使用 割合の限度 ($A \times 1 / 3$)	m ²
		基準を超える彩度の色の使用 面積	m ²

備考

- 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。
- 2 7 (1) 壁面の面積の欄については、地盤面から、用途未指定地域内にあつては4メートル、第一種住居地域内、第二種住居地域内又は準住居地域内にあつては3.3メートル、これらの地域以外の地域内にあつては5.2メートルまでの高さの部分の面積を記入してください。
- 3 8 (1) 建築物の壁面の面積の欄については、地盤面から5.2メートルまでの高さの部分の面積を記入してください。